

中央環境審議会瀬戸内海部会（第6回）における指摘事項

1. 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップについて

- 瀬戸内海でもナルトビエイによる貝類の捕食が問題になるなど、温暖化の影響が生じており、温暖化の問題を一つの観点として加えるべき。
- 瀬戸内海の中で、大阪湾は特異な水域であり、特有の問題もあるので、これを区別して整理してはどうか。
- 最近ノリの色落ちがかなり進んでおり、その対策を具体的な施策に入れてほしい。
- 「最近については干潟面積の減少、海砂利の採取、埋立は抑制出来ている」との記述はやや断定的であり、もう少し慎重に記述すべき。
- 各府県の水域の一連のつながりの中で基準が設定されていることを理解した上で、各府県の取組が行われるべき。
- 人口減少に起因する島の荒廃が、瀬戸内海全体の景観を含めた悪化につながっている。
- 未利用のまま荒れた埋立地も存在しているのではないか。
- 未利用の埋立地にも、様々な生物が棲むようになっており、そういったことも踏まえた現場に即した自然再生を考えるべき。
- 干潟については面積だけではなく、そこに棲む生物の変遷も把握すべき。

2. 今後の閉鎖性海域対策に関する懇談会と中長期ビジョン策定について

- 総合性があり、市民に分かりやすい指標として、生物そのものを指標とすることも考えてよいのではないか。
- 埋立等の直接的な地形改変だけではなく、河川から供給される土砂の海に入ってからの影響など、流砂系について何が起きているかを把握することが必要。
- 底層 D0 を指標に入れるべきということではほぼ意見は一致しており、守るべき生物種をきめ細かく考えた上で状態指標を設定していくことになる。透明度についても同様。
- 地形改変の影響については、各海域についてシミュレーションを行うことにより見ていくことが考えられる。
- 指標の検討に必要な生物等のデータについては、国の指示などのやるべき根拠がないと、地方環境研究所で独自に調査することは困難な状況にある。
- 状態指標としては COD よりも TOC の方がよいのではないか。
- COD を TOC に単純に換算することは妥当でなく、他の環境基準項目も含めた全体の見

直しの中で検討すべき。

- 従来のように汚濁発生源として産業系と下水処理場だけを押さえるのでは不十分であり、ノンポイントソース（面原負荷）の影響をはっきりさせるべき。

3. その他全体討論

- 海洋基本法により新たに打ち出された「沿岸域の総合的な管理」という概念は、瀬戸内海の環境保全とも密接に関連し重要。
- 生物の多様性の保全を目標に掲げているが、どう評価するかが明確になっていない。それぞれの海域でみれば生物の多様性を指標にし、指標種の考え方を導入することは可能。
- 環境の荒れたところが外来種の生息場になって、在来種への侵入のきっかけとなっている。外来種と在来種の比率はいかにその環境が荒れているかという視点で見ることでも可能。
- 貧酸素の影響を考えると、1年を通して生物が生き残れる環境かどうか、つまり多年生の生物が生き残れる環境かどうか指標として使えるのではないか。
- 生物の多様性については、現況を把握するための調査もまだ十分に行われていない。
- 大型工事の環境影響評価に際しては、魚類を含めて事前と事後にかなりの環境の影響評価が行われおり、このような情報をもっと集めて活用すべき。
- 生物の多様性に関しては、環境省の中での縦割りとならないよう、自然環境局と連携して取り組むことが重要。